

ほけんだより5月

令和5年5月
市川市立第一中学校
保健室

保護者の方へ

新型コロナウイルス感染症への対応について

5月8日より、「新型コロナウイルス感染症」が感染症第5類に変更されました。特に、「出席停止」について扱いが変わりますので、ご注意ください。

※詳細は、市川市HP、本校HPにてご確認ください。

気温がだんだん高くなってきました。体育祭の練習もはじまりますね！けがや病気にはくれぐれも気をつけ、元気いっぱいがんばりましょう。

また、体が暑さに慣れていない季節でもありますので、熱中症には十分注意しましょう。

～ 熱中症を予防するために ～

- こまめに水分をとりましょう。
- 運動する場合はマスクをする必要はありません。
- 朝食をしっかり食べましょう。

味噌汁やスープ、ごはん、野菜サラダなどには、もともと水分や塩分が含まれていますし、また、食べ物が消化されてエネルギーに代わる時に、人間の体の中には水分が産み出されるのです。バランスの良い1回の食事で、500mlペットボトル1本ほどの水分をとるのと同じです。



1. 「濃厚接触」について

今後は、濃厚接触者としての特定は行われなくなりますので、同居の家族の方などが新型コロナウイルス感染と診断された場合でも、生徒本人の体調に変化がない場合は、登校が可能です（出席停止の扱いにはなりません）。

2. 生徒本人に「発熱・咳・喉の痛み・頭痛」等の風邪症状がある場合

これまでは新型コロナウイルス感染症の診断がない場合でも、風邪症状が見られる場合は「出席停止」扱いとなっていました。今後は、風邪症状があっても新型コロナウイルス感染症の診断が無い場合は「病欠」となります。

ただし、後から新型コロナウイルス感染症の診断が下りた場合は、最初に症状が出て欠席した日にさかのぼって出席停止扱いとなります。

ご留意いただきたい点 ……文部科学省からの通達……

上記の通り、新型コロナウイルス感染症ではない場合の風邪症状は、出席停止となりませんが、発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校せず、自宅で休養させてください。

3. 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

『発症した日の翌日を1日目として5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで』となります。

また、出席停止解除後は、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いいたします。